

# ゴールデンウィーク期間中における運転免許業務等の取扱い

## 1 ご協力をお願い

例年、ゴールデンウィークとその前後の期間は、大変混雑します。

免許更新は原則予約制です。ただし、70歳以上の方や警視庁が発行した更新のお知らせはがきをお持ちでない方は予約制の対象外です。

なお、期間中、予約のない方は長時間お待ちいただく可能性がありますので、免許証有効期限に余裕がある方はなるべくこれらの日を避けて、手続きいただくようお願いします。

## 2 運転免許業務の取扱い

業務区分		月日・曜日		4月				5月				
				27	28	29	30	1	2	3	4	5
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
更新 ※原則予約制 (70歳以上の方及び警視 庁発行の更新はがきがな い又は届かなかった方を 除く。)	運転免許試験場	×	○	×	○	○	○	×	×	○	×	○
	免許更新センター (経由更新を含む)	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	○
	指定警察署※	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	○
失効 再交付	運転免許試験場	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	○
国外運転 免許証	運転免許試験場	×	○	×	○	○	○	×	×	○	×	○
	免許更新センター	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	○
	世田谷 板橋警察署 立川	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	○
記載事項 変更	運転免許試験場	×	○	×	○	○	○	×	×	○	×	○
	免許更新センター	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	○
	全警察署	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	○
学科試験 技能試験 ※完全予約制	運転免許試験場	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	○
○は業務を行います ×は業務を行いません 受付時間等は、それぞれの手続で異なりますので、警視庁ホームページ等で確認してください。												
※指定警察署＝田園調布署・世田谷署・成城署・板橋署・石神井署・下谷署・竹の塚署・本所署・立川署・青梅署・高尾署・町田署												

## 3 ゴールデンウィーク期間中に運転免許の有効期間の満了日を迎える方

下記に該当する方の運転免許の有効期間及び更新手続可能期間は、

○4月27日(土曜)から4月29日(月曜)までに運転免許証の有効期間が満了する方は、

『4月30日(火曜)』まで

○5月3日(金曜)から5月6日(月曜)までに運転免許証の有効期間が満了する方は、

『5月7日(火曜)』まで

となります。

## 4 認知機能検査、高齢者講習、臨時適性検査等に関する問合せ

平日の午前8時30分から午後5時00分までの間(土曜日、日曜日、祝休日を除く。)

電話(代表)03-6717-3137

・認知機能検査、高齢者講習に関すること(運転免許本部 高齢者対策課 高齢者対策第一係)

・臨時適性検査に関すること(運転免許本部 高齢者対策課 臨時適性検査係)